

神奈川県施設園芸物価高騰対応燃油価格高騰対応費補助事業 実施要領

第1 目的

この要領は、神奈川県農業物価高騰対応費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく神奈川県施設園芸物価高騰対応燃油価格高騰対応費補助事業の実施について要綱、施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月6日4農産第3092号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）及び施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知。以下「国要領」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業内容

国の「施設園芸セーフティネット構築事業」への加入促進を図るため、事業実施者である神奈川県燃油・肥料高騰対策協議会（以下「協議会」という。）が、加入者への燃油価格の上昇分に対して支払う補填金に対して、燃油価格の上昇分の4分の1を上限として県が補助する。

第3 対象とする燃油等

園芸用施設の加温に供するため、令和6年10月から令和7年3月（以下「対象期間」という。）に購入したA重油、灯油、LPガス及びLNGとする。

第4 事業実施の手続き

- 1 協議会は、要綱第4条に基づき知事に提出する交付申請書に、国要綱第8により作成する事業実施計画の写しを添付するものとする。
- 2 要綱第4条第1項に定める申請書類提出日は、令和7年3月14日とする。

第5 交付決定

県は、交付決定に当たっては、協議会から提出された補助金交付申請書及び事業実施計画の内容を審査するものとする。

第6 補助金の交付

- 1 支援金の交付は、第3に定める対象期間の各月ごとに当該月のA重油の全国平均価格が発動基準価格（セーフティネット事業における発動基準価格を用いることとし、令和6事業年度の発動基準価格は88.9円/ℓ）を上回った

場合に行うものとする。

- 2 支援単価は国要領別紙 1-1 の第 3 の 4 の (1) 及び (2) に基づき決定する。

なお、灯油の場合は A 重油からの換算式 (灯油価格 = A 重油価格 × 1.06) により換算を行う。

支援金の額 (円) : 当該月の燃油購入数量 (ℓ) × 支援単価 (円/ℓ) × 1/4

支援単価 (円/ℓ) : 当該月の A 重油の全国平均価格 (円/ℓ) - 発動基準価格【88.9】
(円/ℓ)

- 3 当該月の A 重油の全国平均価格は「農業物価統計調査」(農林水産省大臣官房統計部公表) の値とし、小数第 2 位を四捨五入する。

第 7 実績報告書の提出

- 1 要綱第 11 条に基づき行う実績報告は令和 7 年 6 月 30 日までに、次の書類を添付して提出するものとする。

- ア 対象期間中の加入者ごとの補填金交付対象燃油量及び交付金額の一覧表
- イ セーフティネット構築事業の資金造成口座に係る通帳の写し
- ウ 補助事業に係る収支を証する書類 (燃料等の納品証明等)
- エ その他必要と認める書類

- 2 県は、実績報告書に基づいて、実施年度内に補助事業履行確認調書 (参考様式 1) により履行確認を行うものとする。

第 8 額の確定

県は実績報告書の提出を受けた場合、その内容について確認を行い、交付すべき補助金の額を確定するとともに、あらかじめ決定した額と実績額との差額がある場合、額の確定通知 (参考様式 2) を併せて行う。

第 9 補助金の返納

協議会は、補助金を受けた後に要綱、この要領に定める事項を満たさないことが判明した場合には、知事に当該補助金の一部又は全部を速やかに返納しなければならないものとする。

第10 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月13日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年8月10日から施行する。

この要領は、令和5年10月6日から施行する。

この要領は、令和6年1月5日から施行する。

この要領は、令和6年6月28日から施行する。

この要領は、令和7年2月21日から施行する。